



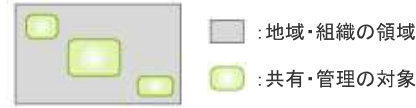
公物(公園等)の維持管理

【本要素と市街地類型の関係】

	業務・商業地	住宅地
新規開発地	○	○
既成市街地	○	○

凡例 ○:該当、△:該当する場合あり

【組織・活動の範囲・領域性】



組織の構成員の範囲及び共有・管理の対象が明確となっている。

- ・ 地方公共団体が所有する集会所や公園、河川敷等の公益施設等を地域が管理すること。
- ・ 集会所や公園等を地域が自ら管理することで、地域のニーズに適合した利用を行うことが可能。
- ・ 地域にある河川敷等の資源を地域が主体となって管理することで、住民等の地域への愛着を喚起させていくことにつながる。

■具体的な活動

- ・ 集会所、コミュニティセンター等の公益施設の管理
- ・ 公園や河川敷等の管理
- ・ 道路や植栽等の管理

■手法・組織のあり方

①指定管理者制度の活用

- ・ 多様化する市民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を目的に、平成15年に創設された制度。
- ・ これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を幅広い団体に委託することが可能。
- ・ 業務内容については協定で定める。

②アダプト制度の活用

- ・ 町会・自治会、市民グループ、学校、企業等に自ら道路や公園、河川敷の一定の区域等の公共・公益施設等の清掃や美化等を委ねる制度。
- ・ 地方公共団体からの支援としては物品の貸与または支給、表示板の設置、傷害保険の加入等がある。

③管理に関する協定の締結

- ・ 特に活動資金や物品の支給等は伴わず、協定によって役割分担を行う。

■活動のポイント

- ・ 発生が予測されるリスクへの備え

■行政との連携

- ・ 地域が主体となった公物の管理は、国や都道府県・市町村等の地方公共団体、指定管理者である民間事業者等の管理者と共に行われ、地域に管理を委ねるためには活動実績とともに地域でどれだけの合意をその主体が得ているかが重要。
- ・ 地域の合意を前提に、どのような管理活動を展開するか、それに相応しい地方公共団体との連携のあり方は何が有効か、管理者と十分に議論し、選択していくことが重要。
- ・ 地域で公物の管理を行う上で、地方公共団体が所有し管理する身近な公園や道路等が地域管理の対象となるため、地方公共団体との関係を築いていくことが重要。
- ・ 地域のニーズに応じて高い水準の道路等を整備する場合、地方公共団体の負担する管理費が増大することが考えられ、その増大分を地域が負担する等の協定を結ぶなどで、地域と地方公共団体との関係がより強いものとなる。

エリアマネジメントの要素へ戻る

